

(別紙)

「営繕工事における地域外（遠隔地）からの労働者確保に要する費用の積算方法等」の試行について

1. 本工事は、今後、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保の方策について変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合に、必要となる費用について支出実績を踏まえ、設計変更により対応する試行工事である。

なお、当該試行による変更項目は、次による。

(実績変更対象項目)

共通仮設費：共通仮設費率に含まない項目の費用

現場管理費：労務管理費（募集及び解散に要する費用、
賃金以外の食事、通勤費等に要する費用）

※労働者確保が出来ず、安易に地域外から確保しても、工事施工箇所の地域において労務のひっ迫状況が確認されなければ、労働者確保に要する費用の設計変更はできません。

2. 受注者から協議を受け、設計変更が必要と認められる場合は、次のとおりとする。
 - ① 発注者は、実績変更対象項目について特記仕様書により、積算方法を明確にすることとする。
 - ② 受注者は、労働者確保に要する方策に変更が生じ、北海道建設部営繕工事共通費積算基準等の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終変更時点で設計変更をすることがあるので、受注者は、労働者確保に要する費用の設計変更を希望する場合は、工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」（様式1-2）及び「労働者確保に係る実施計画書（詳細内訳）」（様式1-3）を工事施工協議簿に添付し工事監督員に提出する。受注者は、「労働者確保に係る実施計画書」等の提出時には、入札時に立案した予算計画における各費用の内訳がわかる資料（見積書等）を整理し保管すること。ただし、労働者確保に要する方策に変更が生じても、設計変更を希望しない場合は、上記様式の提出は不要とし、工事施工協議簿で確認を行う。
 - ③ 工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」等を工事監督員に提出出来ない場合は原則、労働者確保に要する費用の設計変更は行わない。
 - ④ 工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」等を工事監督員に提出した受注者は労働者確保に要する方策に変更が生じた場合、速やかに、適正な工事の実施が困難になった理由を工事施工協議簿に記載し、工事監督員に提出し協議を行う。
 - ⑤ 受注者は、工事監督員と協議を行い、労働者確保に要する費用の設計変更が必要と認められた場合、最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏ま

えて設計変更を請求する際は、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書」（様式2-1）、「労働者確保に係る実績報告書（詳細内訳）」（様式2-7）及び実績変更対象費について実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を、工期末の30日前までに工事監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

- ⑥ 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- ⑦ 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

費目		実績変更対象項目	当初積算方法
共通仮設費	仮設用借地料（準備費）	（地域外労働者確保に要する） 現場事務所（敷地外）、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用	○当初積算では計上していない。
	宿舎費（仮設建物費）	（地域外労働者確保に要する） 労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用 労働者送迎費：労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送するために要した費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	○当初積算では計上していない。
現場管理費	募集及び解散に要する費用（労務管理費）	（地域外労働者確保に要する） 労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費・手当	○当初積算では計上していない。 （地域外労働者以外にかかる募集及び解散に要する費用については現場管理費率に含む）
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用（労務管理費）	（地域外労働者確保に要する） 労働者の食事補助、交通費の支給	○当初積算では計上していない。 （地域外労働者以外にかかる賃金以外の食事、通勤等に要する費用については現場管理費率に含む）